

## 桶川市家庭保育室保護者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川市家庭保育室運営実施要綱（平成24年3月28日市長決裁）に規定する家庭保育室（以下「家庭保育室」という。）に乳幼児を入室させている保護者（以下「保護者」という。）の負担を軽減するため、当該保護者に対し助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱の規定に基づき助成金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たす保護者又は児童でなければならない。

- (1) 桶川市家庭保育室事業委託料に関する要綱（平成27年4月1日市長決裁）第4条第2項で認定した児童であること。
- (2) 家庭保育室の通常保育を利用していること。
- (3) 世帯の市町村民税の所得割課税額の合計が25万9千2百円未満であること。所得割課税額は、配当控除、外国税控除及び住宅取得控除を適用する前とする。
- (4) 家庭保育室保育料に滞納がないこと。

(助成額)

第3条 助成額は、第5条に規定する入室期間ごとに、当該期間に属する月ごとに算出した次項に規定する助成額の合計額とする。

2 助成額は、家庭保育室の保育料（給食費及びおやつ代を含み55,000円を限界とする。）から、桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（平成27年桶川市規則第7号）に定める保育料（3号認定保育標準時間、第2子の軽減等なし）を控除した額とし、月額15,000円を限度とする。

3 月途中に入室した場合は、翌月から対象とする。

(交付申請書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする保護者は、児童が家庭保育室に入室した日の属する月の末日までに、桶川市認定家庭保育室保護者助成金交付申請者（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、これを審査し、交付すべきものと認めたときは、桶川市認定家庭保育室保護者助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 4月から6月までに入室期間に対応する助成金 6月
- (2) 7月から9月までに入室期間に対応する助成金 9月
- (3) 10月から12月までに入室期間に対応する助成金 12月
- (4) 1月から3月までに入室期間に対応する助成金 3月

2 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不相当であると認めたときは、桶川市認定家庭保育室保護者助成金交付却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 交付決定を受けた保護者は、6月、9月、12月及び3月の4半期ごとの末日に助成金の請求をするものとする。

（助成金の交付）

第6条 市長は、前項第1項の規定に基づき助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（返還）

第7条 市長は、助成金の交付を受けた保護者が次の各号の一に該当したときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条第2項の「桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（平成27年桶川市規則第7号）」が変更になるとき。
- (2) 虚偽の申請によって助成金を受けたとき。

(3) その他市長が不当と認めたとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 要綱施行の際、改正前の桶川市家庭保育室保護者助成金交付要綱に定める様式に基づいて交付された用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 桶川市認定家庭保育室保護者助成金交付申請書

平成 年 月 日

桶川市長

住所  
申請者 氏名 ( ) 印  
電話 ( )

平成 年度桶川市認定家庭保育室保護者助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

### 1 桶川市認定家庭保育室保護者助成金を受ける乳幼児の氏名等

乳幼児氏名	フリガナ	生 年 月 日
		年 月 日生
住 所	桶川市	
家庭保育室名		
入室年月日	年 月 日	

### 2 住民登録、所得税・市税等の申告状況閲覧の同意欄

私は、所得税・市税を申告しており、桶川市認定家庭保育室保護者助成金交付申請にあたり、本申請の担当者が申請に係る者の住民登録、並びに所得税、市税の申告状況を閲覧することに同意します。

署 名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_ 印

処理欄

市民税所得割額	階 層	助 成 金 月 額
円	階層 (円)	円
父 円	家庭保育室保育料－桶川市保育料	
母 円	円－	円＝ 円

様式第2号（第5条関係）

桶川市認定家庭保育室保護者助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった桶川市認定家庭保育室保護者助成金について交付決定としましたので下記のとおり通知します。

記

乳 幼 児 氏 名				生 年 月 日
				年 月 日
住 所				
階 層 区 分	階層	桶 川 市 保 育 料	円	
助 成 金 交 付 額	4 月	5 月	6 月	
	円	円	円	
家 庭 保 育 室 名				
入 室 年 月 日	年 月 日			
備 考				

様式第3号（第5条関係）

桶川市認定家庭保育室保護者助成金交付却下通知書

第 号  
年 月 日

様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった桶川市認定家庭保育室保護者助成金について交付却下としましたので下記のとおり通知します。

記

乳 幼 児 氏 名				生 年 月 日
				年 月 日
住 所				
階 層 区 分	階層	桶 川 市 保 育 料	円	
却 下 理 由				
家 庭 保 育 室 名				
入 室 年 月 日	年 月 日			
備 考				